



長野県報

9月24日(木)
令和 8 年
(2026年)
第745号

目次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 1

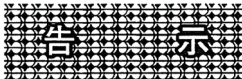
公 告

県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課)..... 2

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... 3

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 3

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 3



長野県告示第383号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月 24 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡下條村陽阜2861 の 1、2861 の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第384号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月 24 日

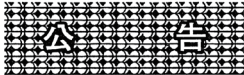
長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡2687 のイ、2690 のイの 1

- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
平岡2687 のイ・2690 のイの1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

県営大久保地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和8年9月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事着手年月日
令和3年3月16日
- 3 工事完了年月日
令和8年5月26日

農地整備課

公告

県営松北地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和8年9月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土地改良事業の名称
県営畑地帯総合土地改良事業
- 2 工事の着手年月日
令和元年10月26日
- 3 工事の完了年月日
令和8年8月21日

農地整備課